

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年 10 月

大分県人事委員会

人委第 880 号
令和元年10月4日

大分県議会議長 麻生 栄作 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会

委員長 石井 久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定に
ついて別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成31年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,251人であり、その平均年齢は43.7歳、性別構成比は男性61.3%、女性38.7%、学歴別構成比は大学卒84.2%、短大卒3.9%、高校卒11.8%、中学卒0.1%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,240人であり、その平均年齢は42.4歳、性別構成比は男性70.0%、女性30.0%、学歴別構成比は大学卒71.6%、短大卒5.1%、高校卒23.3%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)、教育職(二)及び特定任期付職員の9種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額が352,290円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は382,636円となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の434の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した148の事業所を対象に「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する5,369人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、民間事業所における直近1年間

の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で21.5%、高校卒で23.4%となっており、初任給の平均額は、大学卒で191,316円、高校卒で157,134円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は6.6%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	34.1	6.6	-	59.3
課 長 級	25.9	12.0	-	62.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.2%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は24.3%、減額となっている事業所の割合は6.6%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係 員	93.2	93.2	24.3	6.6	62.3	-	6.8
課 長 級	84.5	84.5	21.6	5.2	57.7	-	15.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

なお、本年は、知事部局等の定期人事異動が、4月26日に実施されており、職員の給与実態をより正確に反映させる観点から、当該人事異動後の5月分の職員給与を用いて民間給与との比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均641円(0.18%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
359,079円	358,438円	641円 (0.18%)

(注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額額の4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給を0.06月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	316,945 円
	上 半 期 (A 2)	317,181
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	678,829 円
	上 半 期 (B 2)	751,064
特別給の支給割合	下 半 期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.14 月分
	上 半 期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.37
	年 間	4.51 月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月である。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では0.9%、大分市では0.6%それぞれ上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ115,250円、144,820円、174,400円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の平成30年地方公務員給与実態調査(平成30年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.7となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均641円(0.18%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.06月分下回っていた。

一方、人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

現行の給料表（教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)を除く。）については、行政職給料表について、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を1,500円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を1,900円それぞれ引き上げるなど、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて、引上げ改定を行う必要がある。

現行の教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

扶養手当については、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の経過措置額を見直す必要がある。

月例給の改定については、以上のとおりである。

本年は、一昨年、昨年に引き続き、本県の民間給与との較差が人事院の官民の給与較差を上回ったことなどから、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて給料表を改定しただけでは、民間給与との較差がなお残ることとなる。このことについて、地方公務員法の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行った。

本県の高齢層職員の一部については、依然として、国家公務員の俸給表水準の引下げに準じて平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額を支給されており、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じた給料表の改定に加えて、更なる給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額は増加しない状況にある。

一方、扶養手当については、一昨年4月から制度の見直しに伴う段階的な経過措置が実施されており、本年4月時点でも当該手当を受給している職員の多くに経過措置額が支給されている状況にある。さらに、この扶養手当の経過措置額が支給されている職員は幅広い年齢層に在職している。

これらの状況を踏まえ、本委員会としては、一昨年、昨年に引き続き、給料表の改

定に加え、扶養手当の経過措置額を見直すことが適当と判断したところである。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当に、令和2年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する必要がある。

なお、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) その他の事項

本年、人事院は住居手当について、公務員宿舍の使用料の上昇や、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、それにより生ずる原資を用いて、手当の最高支給限度額を1,000円引き上げる報告及び勧告を行った。本県においては、職員の実態や他の都道府県の状況等に留意しながら、慎重に検討する必要がある。

また、本年度の義務教育費国庫負担金の予算において、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の算定の基礎となる時間について、土日4時間程度から土日3時間程度に見直されたところである。さらに、教育委員会においては、働き方改革の観点も踏まえ、これらのガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を策定したところである。教員の給与については、こうした情勢を踏まえるとともに、他の都道府県との均衡が図られるよう、適切に対応する必要がある。

さらに、人事院は、国家公務員の給与について、職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進するとともに、民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討を行っている。

くとしていることから、本委員会としても、その状況を注視していく。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体には、持てる人的資源を活かし、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

また、行政サービスの質を維持・向上させるには、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるように、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の取組を推進していくことが極めて重要となる。

このような中、任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、採用から退職に至るまでの人事管理全般について、中・長期的な視点を踏まえて検討を行うことが肝要である。

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、平成28年4月から、人材育成の観点も踏まえ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として人事評価を活用することにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価し、その結果を任用や給与などに反映させるとともに、個々の職員の能力開発やスキルアップを促す観点から指導・助言を行うことにより、職員の能力と意欲を高め、組織活力の向上を図ることが重要である。あわせて、人事評価制度を適正に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、評価者研修の充実などに取り組んでいく必要がある。

また、男女を問わず育児や介護等の事情を抱えた職員が増加し、長時間労働の是正や育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が必要とされる中、管理監督者をはじめ職員の意識改革を進めるとともに、能力・実績の評価に当たっては、職員の勤務時間の長短にとらわれず、業務の遂行状況等を的確に把握することが求められる。

本委員会としても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有する多様で有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体等の高い採用意欲等を背景に、受験者数が著しく減少しており、技術系職種を中心として人材の確保が極めて厳しい状況にある。

本委員会では、任命権者と連携して、県職員採用募集ガイダンスや県内外の大学訪問等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えることにより受験者の確保に努めるとともに、多様で有為な人材の確保に向けて、更に人物重視の採用試験の実施にも取り組んでいるところである。

引き続き、優れた資質・能力を持った人材を幅広く積極的に確保するため、採用試験の見直しなどに取り組んでいく。

障がい者雇用については、本年の障がい者を対象とした採用選考試験において、障がいの種類や程度による制限を撤廃し、身体障がい者に加えて知的障がい者及び精神障がい者も受験可能とするほか、年齢制限の緩和等を行ったところである。また、教育委員会においても、特別支援学校卒業生のトライアル雇用など、障がい者雇用の取組を進めているところである。

このような中、本年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）が公布され、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務について明確化されるとともに、職員に係る障害者活躍推進計画の作成等が義務付けられることとなった。

任命権者においては、法律改正の趣旨や「障がい者雇用率日本一」を目指す県の方針等を踏まえ、障がい者雇用に係る取組について検証し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。とりわけ、障がい者が意欲を持って働くことのできる職場環境の整備が必要である。

イ 政策県庁を担う人材の育成

長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県版地方創生の着実

な推進に向けては、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる「政策県庁」の実現が重要である。

任命権者においては、引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（O J T）と大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れての研修（O f f - J T）を適切に組み合わせながら人材育成を効果的に行うことが重要である。さらに、人事評価の面談等の機会を捉え、職員一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行いながら、育成の方向性やキャリア形成について話し合うことも重要であることから、管理監督者に人材育成における自らの責務や役割を認識させるとともに、職員が意欲と志を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。

職員においても、研修等を通じて自らの職務行動を振り返り、キャリア形成につながるよう、専門能力等の職務能力の向上に主体的・自発的に取り組むことが重要となってきた。

ウ 女性職員の活躍推進

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、任命権者においては「大分県女性職員活躍推進行動計画（平成28～32年度）」に基づき、管理職における女性割合の引上げなどを目標に掲げて、人材育成、人事配置・登用、働きやすい職場環境づくりなど、女性の活躍推進に向けた取組を行っている。

今後も、計画に沿って女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援と計画的な人材育成を更に積極的に行う必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

少子高齢化という構造的な問題を背景に、女性や高齢者を含め誰もが活躍できる社会を実現するため、社会全体において長時間労働の是正等に向けた働き方改革が進められており、本年4月には働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の改正が施行された。

本県においても、行政ニーズが高度化・多様化する中、限られた職員数で課題に的確かつ効率的に対応するため、育児・介護等の事情を抱えた職員を含めて全ての職員

がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮し、意欲を持って生き生きと働くことができるよう、働き方の見直しとともに勤務環境の整備を進めることが重要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲を持って生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に伴う労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の改正により、長時間労働者に対する面接指導が確実に実施されるよう、事業者には適切な方法による労働者の労働時間に係る状況把握が義務付けられた。

また、本県では労働基準法の改正や国における超過勤務命令の上限設定を踏まえ、法定の要件を満たした、いわゆる三六協定を締結するとともに、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の改正を行い、時間外勤務命令の上限を設定したところである。

民間労働法制の改正等に伴い、民間企業や国、他の地方公共団体においても長時間労働の是正に向けた取組が更に進められることが想定され、本県においてもより一層、実効性ある取組を推進していくことが強く求められる。

時間外勤務の縮減については、従来から取り組んでいる定時退庁日の設定などに加え、勤務時間管理システムやタイムレコーダーの活用などの取組が進められているところである。

任命権者においては、職員の勤務実態に係る分析や検証等を行うため勤務時間管理システム等の更なる活用を図り、組織全体として業務量削減や事務事業の見直しに取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、時間外勤務に対する意識改革を含めた業務の合理化・効率化を強い取組姿勢を持って行うことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、日頃から職員と気軽にコミュニケーションを取り合える関係づくりに努め、職員が相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。また、常に職員への目配り・気配りを行いながら、特定の職員に過度の負担がかからないよう、職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、業務の平準化に努めることが必要である。とりわ

け、所属長は自らが先頭に立って、業務の削減や合理化に取り組むなど職場におけるマネジメントを強化し、時間外勤務の縮減とともに、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む必要がある。

職員においては、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、常に業務改善の意識を持って計画的な時間配分に努めるとともに、効率的・効果的に業務を遂行することが求められる。

今後ともそれぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に一丸となって不断の努力をしていくことが重要である。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制や安全衛生管理の見直しなどが行われる中、人事委員会の労働基準監督機関としての役割はますます重要になっており、本委員会としても、時間外勤務命令の上限に係る運用状況等を把握するため事業所調査を充実させるなど、長時間労働の是正に向けた取組を進めていく。

年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が平成29年の12日0時間から昨年は12日3時間となったが、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「大分県特定事業主行動計画（第3期）」に掲げる目標には及んでいない状況にある。任命権者においては、年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努める必要がある。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、中央教育審議会は本年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を行った。文部科学省は、この答申を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、本年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を各都道府県教育委員会等に通知したところである。同通知では、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる勤務時間管理の責務が改めて明確化されたことを踏まえ、教職員の勤務時間管理を徹底することや、本年1月に同省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえた

取組を進めることを求めている。あわせて、管理職の育成に当たっては、教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力を高めていくため、働き方に関する研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強く持たせることが必要としている。

本県においても、「チーム学校」の推進や適切な部活動の運営等に加え、市町村共通の校務支援システム構築など働き方改革の取組を進めているところであるが、学校における働き方改革を後押しするため、文部科学省の通知等を踏まえ、市町村教育委員会や関係機関等との連携・協力を進めながら、教職員の負担軽減に積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護を行う職員が意欲をもって職務に従事し、能力を最大限に発揮できるよう、職場全体において、仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進めるとともに、性別に関わりなく両立支援制度が適正に活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点から重要である。

本県においては、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度等、多様な両立支援に係る制度が導入され、「大分県特定事業主行動計画（第3期）」において、男性職員の育児休業等の取得率を100%にすることなどを目標に取り組んでいるところである。

なお、昨年度における男性職員の育児休業等の取得率は、知事部局等で81.6%、教育委員会で86.0%、警察本部で75.8%となっており、まだ目標には及んでいない状況にある。

任命権者においては、所属長にマネジメント力を発揮させることにより子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、より一層、男性職員の育児休業に係る取得促進などの取組を進めていく必要がある。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要である。

Ⅱ 非常勤職員等の勤務環境の整備

令和2年4月から、会計年度任用職員の任用等について整備する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行されることとなっている。

任命権者においては、本年8月に公布された会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第4号）の施行に関し必要な事項を規程に整備するなど、会計年度任用職員制度の円滑な実施に向けて準備を進める必要がある。

また、具体的な任用や勤務条件等を検討するに当たっては、国や他の地方公共団体の非常勤職員等との権衡にも留意しながら、非常勤職員等が十分に能力を発揮できるよう、引き続き適正な任用・勤務条件等を確保することが重要である。なお、人事院が本年の報告において、非常勤職員に係る夏季休暇の新設について言及したことにも留意する必要がある。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。定期健康診断の結果をみると、50歳台職員の有所見（「要経過観察」以上）率の割合が約90%と高いことに加え、20歳台職員の有所見率も50%程度で推移しており、若年層にも配慮したセルフケアに関する支援体制がますます重要になっている。

近年、課題となっている学校現場における精神疾患による病気休職者は、様々な心の健康管理対策により、5年前の平成26年4月の39名から本年4月の26名へと減少している。引き続き、任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析に基づき、職員のストレスマネジメント力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

また、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念される。任命権者においては、職員の勤務実態を把

握し、やむを得ず長時間勤務を行った者に対しては、産業医による面談や業務の見直しなど適切な措置を講ずる必要がある。特に、近年多発している異常気象に伴う大雨や大規模災害等への対応業務に関わる職員については、長時間勤務となることが想定されるため、十分な配慮が必要である。

なお、職員の疲労蓄積を防止するための勤務時間制度の弾力化については、職員の健康確保や柔軟な働き方の観点から、国や他の都道府県における検討状況に留意する必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、長時間労働や健康管理対策など幅広く議論することで、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全や健康の確保に努める必要がある。

本委員会としても、労働安全衛生法令に係る改正の趣旨等を踏まえ、任命権者と連携しながら、労働安全衛生に関する取組を進めていく。

(5) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント等のハラスメントは、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる要因となり得るだけでなく、職員の人格や尊厳を傷つける等の人権に関わる許されない行為であり、精神的・身体的苦痛を与え、能力発揮を妨げるとともに、職場環境や健康を害するものである。

このような中、本年6月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）が公布され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務等が求められることとなった。

任命権者においては、この法律改正に伴う厚生労働省の指針等も踏まえながら、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントも含めた様々なハラスメントの防止について、研修等を通じた周知啓発やきめ細かな相談対応を行うなど、引き続き発生防止と排除のための取組を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていく必要がある。

(6) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要がある。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、より一層、職場での指導や研修などを通じて職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、県職員であることを常に自覚し、県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

(7) 定年の引上げをめぐる動向

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。また、年金支給開始年齢の引上げが進み、無年金期間が拡大する中、職員が生活への不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金の接続を図ることが、重要な課題となっている。

国においては、昨年8月に人事院が行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出等を踏まえ、検討が行われているところである。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

任命権者においては、引き続き、職員が働きがいを実感でき、長年培ってきた能力と経験を十分に発揮できる人事管理となるよう取り組むことが重要である。また、定年の引上げに関しては、国の動向等を注視しながら、職員がモチベーションを維持しつつ、その能力及び経験を生かすことができるよう、本県の実情を踏まえ、所要の検討を進める必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は、自然災害への突発的な対応業務にも精力的に従事するとともに

に、常日頃から県民中心の県政を基軸とした「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

- 本年の給与勧告のポイント
～月例給、ボーナスともに引上げ～
 - ① 民間給与との較差（0.09％）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
 - ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
 - ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9％）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 387円 0.09％〔行政職(一)…現行給与411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給344円 はね返し分（注）43円〕 （注）俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

【公務員人事管理に関する報告】

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大分県条例第48号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

(ア) 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

(ア) 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正

扶養手当

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額については、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の改定を行うこと。

5 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和元年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和2年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任用職員以外の職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500	393,300				
95		295,200	343,100	381,900	393,600				
96		295,600	343,500	382,300	393,800				
97		295,800	343,700	382,600	394,000				
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000

	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
再任用職員以外の職員	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900	397,900		
91	282,700	331,400	398,400		
92	283,900	331,900	399,100		
93	284,800	332,200	399,500		
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
再任	47	379,100	446,900	500,600	555,500
用職	48	380,600	448,600	502,400	556,500
員以	49	381,700	450,400	504,000	557,500
外の	50	382,700	452,100	505,300	558,400
職員	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
再任用職員以外の職員	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		

89			290,300	326,400	347,300	389,100		
90			290,500	326,800	347,600	389,600		
91			290,700	327,200	348,000	390,000		
92			290,900	327,600	348,300	390,400		
93			291,300	327,900	348,700	390,800		
94			291,500	328,100	349,000	391,300		
95			291,700	328,500	349,300	391,700		
96			292,000	328,800	349,600	392,100		
97			292,400	329,000	349,900	392,500		
98			292,700	329,300	350,300			
99			292,900	329,600	350,700			
100			293,200	329,900	351,100			
101			293,500	330,100	351,600			
102			293,700	330,400	352,000			
103			293,900	330,800	352,400			
104			294,200	331,000	352,800			
105			294,500	331,200	353,300			
106				331,400				
107				331,800				
108				332,000				
109				332,200				
110				332,600				
111				333,000				
112				333,400				
113				333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,000	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500
	2	151,000	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700
	3	152,200	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800
	4	153,200	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200
	5	154,200	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100
	6	155,500	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200
	7	156,800	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200
	8	158,100	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000
	9	159,200	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800
	10	160,700	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600
	11	162,300	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600
	12	163,800	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300
	13	165,100	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000
	14	166,600	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700
	15	168,100	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500
	16	169,700	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200
	17	171,100	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000
	18	172,800	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000
	19	174,500	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000
	20	176,200	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000
	21	177,800	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500
	22	179,800	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400
	23	181,700	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200
	24	183,600	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200
	25	185,300	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700
	26	186,900	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200
	27	188,700	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900
	28	190,500	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600
	29	192,000	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600
	30	194,100	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200
	31	196,200	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700
	32	198,300	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300
	33	200,100	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800
	34	202,000	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100
	35	203,900	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400
	36	205,800	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600
	37	207,500	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800
	38	209,100	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800
	39	210,600	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800
	40	212,200	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800

再任職員以外の職員	41	213,600	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200
	42	215,100	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800
	43	216,700	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500
	44	218,300	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200
	45	219,700	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800
	46	220,900	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100
	47	222,100	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700
	48	223,400	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200
	49	224,800	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500
	50	226,000	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200
	51	226,900	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900
	52	228,000	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600
	53	229,300	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200
	54	230,600	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900
	55	231,800	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600
	56	233,000	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200
	57	234,100	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600
	58	235,300	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300
	59	236,500	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000
	60	237,700	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700
	61	238,900	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100
	62	240,000	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400
	63	240,900	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700
	64	242,000	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000
	65	242,600	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200
	66	243,600	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500
	67	244,400	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800
	68	245,300	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100
	69	246,000	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300
	70	246,600			369,600	422,000	449,600
	71	247,300			370,000	422,600	449,900
	72	248,100			370,300	423,200	450,100
	73	248,900			370,800	423,700	450,300
	74	249,600			371,000	424,300	
	75	250,100			371,500	424,800	
	76	250,500			371,900	425,400	
	77	250,800			372,200	425,900	
	78	251,100			372,700	426,500	
79	251,600			373,200	427,200		
80	252,300			373,700	427,800		
81	252,600			374,200	428,100		
82	252,900			374,600	428,700		
83	253,100			375,100	429,400		
84	253,500			375,600	430,000		
85	253,800			376,000	430,400		
86				376,500	430,900		
87				376,900	431,600		
88				377,400	432,300		

	89				377,900	432,500	
	90				378,400		
	91				378,900		
	92				379,400		
	93				379,700		
	94				380,100		
	95				380,600		
	96				381,000		
	97				381,500		
	98				381,800		
	99				382,300		
	100				382,700		
	101				383,300		
	102				383,600		
	103				384,100		
	104				384,500		
	105				385,100		
再任用職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,900
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,300
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,700
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	478,000
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000	
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200	
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400	
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,800	
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

再任用職員以外の職員

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400	398,800		
127		354,400	374,900	399,200		
128		354,800	375,400	399,700		
129		355,200	375,700	400,100		
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			

	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	

	41	233,600	288,600	352,400	404,800
	42	235,300	290,900	354,500	406,200
	43	236,900	293,200	356,400	407,500
	44	238,500	295,700	358,500	409,000
	45	239,900	297,700	360,300	410,600
	46	241,200	300,100	362,300	411,900
	47	242,500	302,300	364,200	413,400
	48	243,700	304,900	366,200	415,000
	49	245,100	307,200	367,800	416,700
	50	246,600	309,600	369,600	418,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700
	52	249,300	314,100	373,500	421,200
	53	250,400	316,300	375,300	422,900
	54	251,600	318,300	377,100	424,400
	55	253,000	320,300	378,900	426,000
	56	254,000	322,300	380,600	427,600
	57	255,300	324,200	382,100	429,100
	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
	60	258,600	330,400	387,100	433,000
	61	259,900	332,500	388,300	434,200
	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
	64	263,400	339,000	392,400	438,000
	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
再任	75	278,000	360,100	407,200	449,800
用職	76	279,000	362,000	408,500	450,300
員以	77	280,200	363,800	409,700	450,800
外の	78	281,400	365,500	410,900	
職員	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700	417,500			
	151	328,000	417,800			
	152	328,300	418,000			
	153	328,500	418,200			
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 (一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	

	41	232,600	263,600	351,300	374,000
	42	234,300	266,000	353,100	375,400
	43	235,900	268,200	354,700	376,800
	44	237,500	270,400	356,400	378,300
	45	239,200	272,500	358,200	379,700
	46	240,700	274,700	359,900	381,300
	47	242,000	276,900	361,200	382,900
	48	243,400	278,800	362,800	384,400
	49	244,600	281,100	364,000	385,800
	50	246,000	283,000	365,500	387,300
	51	247,400	284,900	367,100	388,800
	52	248,600	286,900	368,700	390,200
	53	249,700	288,600	370,100	391,400
	54	251,100	290,900	371,600	392,700
	55	252,300	293,200	373,100	393,800
	56	253,300	295,700	374,600	394,900
	57	254,500	297,700	376,100	396,300
	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
	60	258,000	304,900	380,200	400,000
	61	259,400	307,200	381,100	401,200
	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
	64	262,300	314,100	384,600	404,900
	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
再任	79	280,600	344,300	400,400	417,800
用職	80	281,800	346,100	401,400	418,200
員以	81	283,000	347,900	402,200	418,500
外の	82	283,900	349,700	403,000	418,900
職員	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		

137			400,100			
138			400,400			
139			400,700			
140			401,000			
141			401,300			
142			401,600			
143			401,900			
144			402,200			
145			402,400			
146			402,700			
147			403,000			
148			403,200			
149			403,400			
150			403,700			
151			404,000			
152			404,200			
153			404,400			
154			404,700			
155			405,000			
156			405,200			
157			405,400			
158			405,700			
159			406,000			
160			406,200			
161			406,400			
162			406,700			
163			407,000			
164			407,200			
165			407,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 (一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第3

号 給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

号 給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

平成31年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 職員の扶養親族数別人員	25
第10表 管理職手当の支給状況	25
第11表 住居手当の支給状況	25
第12表 通勤方法	26
第13表 通勤手当の支給状況	27
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員	30
第16表 単身赴任手当の支給状況	32
第17表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	35
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第21表 民間における初任給の改定状況	49
第22表 民間における定期昇給制度の内容	49
第23表 民間における家族手当の支給状況	50
第24表 民間における住宅手当の支給状況	50
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51

3 生計費及び労働経済関係

平成31年4月の標準生計費算定方法	52
第26表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	52
第27表 労働経済指標	53

1 職員給与関係

平成31年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

平成31年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 非常勤職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

平成31年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,251	9,349	5,902	12,840	602	1,801	8	43.7	21.3
行政職	4,240	2,968	1,272	3,036	216	988		42.4	20.5
研究職	228	175	53	225	3			41.3	18.3
医療職(一)	15	11	4	15				44.3	21.4
医療職(二)	207	96	111	181	26			41.8	18.8
海事職	40	38	2	12	12	8	8	44.2	23.0
公安職	2,061	1,880	181	1,294	17	750		38.1	16.6
教育職(一)	2,664	1,587	1,077	2,554	55	55		46.6	23.7
教育職(二)	5,794	2,592	3,202	5,521	273			45.5	22.7
特定任期付職員	2	2		2				53.7	1.5

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第7表を除き第17表までにおいて同じ)。
 2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である(以下第4表、第7表、第9表及び第10表を除き第17表までにおいて同じ)。
 3 任期付研究員は在職していない(以下第17表までにおいて同じ)。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	% 100.0	% 61.3	% 38.7	% 84.2	% 3.9	% 11.8	% 0.1
行政職	100.0	70.0	30.0	71.6	5.1	23.3	
研究職	100.0	76.8	23.2	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	73.3	26.7	100.0			
医療職(二)	100.0	46.4	53.6	87.4	12.6		
海事職	100.0	95.0	5.0	30.0	30.0	20.0	20.0
公安職	100.0	91.2	8.8	62.8	0.8	36.4	
教育職(一)	100.0	59.6	40.4	95.9	2.1	2.1	
教育職(二)	100.0	44.7	55.3	95.3	4.7		
特定任期付職員	100.0	100.0		100.0			

- (注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
 2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全 職 員	
		平成31年4月	平成30年4月	平成31年4月	平成30年4月
給 料		326,799 ^円	328,828 ^円	358,101 ^円	360,790 ^円
扶 養 手 当		10,279	10,616	10,081	10,216
管 理 職 手 当		7,114	8,175	5,549	5,863
地 域 手 当		753	949	381	418
住 居 手 当		6,709	6,501	6,933	6,635
そ の 他		636	652	1,591	1,670
合 計 (平均給与月額)		352,290	355,721	382,636	385,592

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

(参考) 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員	
		令和元年5月	平成31年4月
給 料		327,109 ^円	326,799 ^円
扶 養 手 当		10,308	10,279
管 理 職 手 当		8,125	7,114
地 域 手 当		896	753
住 居 手 当		6,724	6,709
そ の 他		587	636
合 計 (平均給与月額)		353,749	352,290

- (注) 令和元年5月の給与は、平成31年4月26日付け定期人事異動に伴う昇任（昇格）を反映している。

第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴 区分	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		計	
		人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18～24	歳	199 ^人	192,684 ^円	23 ^人	179,074 ^円	104 ^人	174,631 ^円	326 ^人	185,965 ^円
25～29		434	217,183	21	212,167	60	209,795	515	216,118
30～34		365	253,909	10	245,670	34	254,306	409	253,741
35～39		334	298,757	24	296,154	75	287,036	433	296,583
40～44		410	346,658	20	335,750	111	339,132	541	344,711
45～49		428	375,637	31	371,348	198	369,072	657	373,456
50～54		429	394,800	48	386,071	178	386,701	655	391,959
55～59		437	417,999	39	394,936	228	401,595	704	411,409
60～									
合 計		3,036	322,793	216	325,460	988	336,073	4,240	326,024
平均年齢		41.6		43.6		44.9		42.4	

- (注) この表でいう平均給料月額には、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含むが給料の調整額は含まない。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全職種		人 15,251	% 100.0	円 358,101	円 10,081	円 5,549	円 381	円 6,933	円 1,591	円 382,636
行政職	1	348	8.2	191,696	774			9,263		201,733
	2	564	13.3	216,825	1,520		883	12,677	175	232,080
	3	673	15.9	275,309	8,267		1,011	9,549	357	294,493
	4	1,252	29.5	356,030	13,724	89	606	5,435	526	376,410
	5	997	23.5	392,546	15,240	1,951	39	3,798	605	414,179
	6	80	1.9	400,229	14,338	59,328	5,702	3,309	3,375	486,281
	7	273	6.4	431,325	11,377	66,903	1,596	2,601	2,150	515,952
	8	47	1.1	457,774	4,106	92,650	4,252	1,723	5,106	565,611
	9	6	0.1	490,450	11,417	123,875	20,677			646,419
計	4,240	27.8	326,799	10,279	7,114	753	6,709	636	352,290	
研究職	1									
	2	69	30.3	244,504	1,565			15,061	1,304	262,434
	3	143	62.7	374,023	15,591			7,092	1,322	398,028
	4	12	5.3	420,408	9,417			4,667	2,500	436,992
	5	4	1.8	463,550	5,500	22,286		6,750		498,086
計	228	1.5	338,839	10,844	391		9,370	1,355	360,799	
医療職	1	2	13.3	336,900			53,904	23,500	308,600	722,904
	2	5	33.3	388,860	11,900		64,122	5,400	320,640	790,922
	3	x	6.7	x	x	x	x	x	x	x
	4	7	46.7	568,886	7,286	96,743	107,666		154,914	935,495
(一) 計	15	0.1	476,093	10,767	45,147	85,121	4,933	223,593	845,654	
医療職	1									
	2	24	11.6	224,837				17,525	10,831	253,193
	3	20	9.7	253,145	375			15,290	16,500	285,310
	4	51	24.6	287,823	5,951			8,847	9,412	312,033
	5	92	44.4	384,461	12,989			2,603	4,969	405,022
	6	6	2.9	407,333	11,583	61,833		4,500	5,000	490,249
	7	14	6.8	433,993	9,214	66,262		1,929	2,143	513,541
(二) 計	207	1.4	333,470	8,234	6,274		7,107	7,668	362,753	
海事職	1	2	5.0	244,250	15,750			5,700		265,700
	2	2	5.0	268,600				13,500		282,100
	3	8	20.0	288,400	13,188			9,625		311,213
	4	26	65.0	365,311	20,942			5,915		392,168
	5	x	2.5	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	2.5	x	x	x	x	x	x	x
計	40	0.3	342,730	17,650	1,390		6,730	750	369,250	

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
公 安 職		人	%	円	円	円	円	円	円	円
	1	149	7.2	204,083	228			2,643		206,954
	2	271	13.1	228,481	1,869		375	12,139	183	243,047
	3	486	23.6	273,930	13,278		997	13,944	1,821	303,970
	4	569	27.6	347,257	20,219		437	6,437	5,399	379,749
	5	362	17.6	392,948	22,523		306	3,489	5,739	425,005
	6	131	6.4	421,005	20,748		2,303	2,686	5,038	451,780
	7	34	1.6	434,247	17,147	56,936			8,824	517,154
	8	39	1.9	450,472	13,808	73,167	2,366		7,692	547,505
	9	20	1.0	472,625	8,575	90,210		1,350	10,500	583,260
計	2,061	13.5	321,315	14,877	3,199	650	7,649	3,666	351,356	
教 育 職 (一)	1	35	1.3	302,572	13,443			10,243		326,258
	2	2,358	88.5	392,715	10,164			7,383	102	410,364
	特2	127	4.8	444,776	17,752			4,087	709	467,324
	3	91	3.4	457,876	14,275	47,891		4,472	5,275	529,789
	4	53	2.0	477,183	10,491	67,007		4,855	5,094	564,630
	計	2,664	17.5	397,919	10,716	2,969		7,113	405	419,122
教 育 職 (二)	1									
	2	4,792	82.7	365,371	7,094			7,545	929	380,939
	特2	253	4.4	426,664	13,642			2,131	593	443,030
	3	386	6.7	428,476	12,587	45,852		2,772	4,015	493,702
	4	363	6.3	443,931	9,934	55,492		2,363	4,068	515,788
計	5,794	38.0	377,173	7,924	6,531		6,666	1,316	399,610	
特 定 任 期 付 職 員	1									
	2									
	3	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	4	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	5									
	6									
	7									
計	2	0.0	501,500					15,000	516,500	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。
4 「x」は、調査実人員が1人の場合である。
5 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
6 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
7 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		12		1					
2		2							
3		6							
4		53							1
5		15							
6		15							
7		5					1		
8		70							
9	9	18							1
10		16	11						
11		12	26						
12	8	49	18					1	
13	6	12	44						
14	1	19	17						2
15		10	17						1
16	8	48	8						1
17	7	11	43						
18	2	14	12						
19	1	8	15						
20	13	58	10						
21	2	7	29	8				3	
22	3	22	11	1					
23	1	13	12	7				1	
24	19	51	21	8					
25		1	35	11				1	
26	2	3	13	13				2	
27	2	1	15	17				5	
28	4		8	13				7	
29	83	1	33	25			8	9	
30	2		14	16			21	9	
31	3	1	15	24			42	5	
32	56		17	13			28	1	
33	6	1	29	31			16	3	
34	17		13	15			9		
35	1	2	5	18			14		
36	3		17	15			18		
37	5		16	18			11		
38	4		21	18			1		
39	4	1	7	22			15		
40	9	1	12	19		1	17		
41	3		8	24			11		
42	4		7	17			9		
43	1	1	5	24	2		9		
44	4	2	10	25	1	1	7		
45	4		6	21	2		10		
46	2	1	5	16	2		4		
47	1		3	20			5		
48	4	1	6	29	1		3		
49	5		3	30	2		2		
50	3		4	24	4		5		
51	3		2	24	5		4		
52	2		3	22	6		3		
53	4		1	20	5	11	2		
54	2		1	23	9	11			
55			2	27	6	13			
56	1		2	15	10	15	1		
57	1		3	22	4	8			
58				16	1	2			
59			1	27	3				
60			2	12	5				
61	3			24	10				
62	1			15	8				
63	1			24	10				
64			2	13	9				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	1		2	13	9				
67	1		1	7	10				
68	1		1	11	11				
69	4		1	8	29				
70				19	22				
71			1	12	16				
72	1		2	26	11				
73	2			9	15				
74			1	13	28				
75			2	10	18				
76	1		1	15	24				
77	1		2	21	26				
78				13	18	2			
79			2	9	17	1			
80				12	8	1			
81	1	1		11	19				
82			1	12	35				
83	1			12	25				
84				4	36	2			
85	1			8	28				
86	1			7	30				
87			1	9	31				
88				10	22				
89	1			4	14				
90				6	20				
91			1	6	40				
92				2	37				
93				3	40				
94				4	39				
95				11	29				
96				2	26				
97				6	29				
98				1	130				
99			1	5					
100			1	5					
101				2					
102				97					
103									
104			1						
105									
106			1						
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113			9						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	348	564	673	1,252	997	80	273	47	6

適用職員数	4,240人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した（以下第6表の各表において同じ。）。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8		2	1		
9		1	2		
10		2	6		
11					
12		6	2		
13		2			
14			6		
15			2		
16		5			
17		2			
18		3	2		
19					
20		5	1		
21		1			
22		4	1		1
23		1	1		
24		3			
25					
26		1			
27		3	1		1
28		4			
29					
30		2	4		
31			1		
32		3	1		1
33		1			
34		3	1		
35					
36		3			
37					
38		2			
39					1
40		5	3		
41			2		
42			2		
43					
44			2		
45			2		
46			1		
47				4	
48			1		
49			1		
50			1		
51			1	2	
52				1	
53			1	2	
54					
55			3	1	
56			2		
57					
58					
59			3	1	
60					
61					
62			1		
63					
64			3		

給号	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66			1		
67			1		
68			2		
69			1		
70					
71					
72			3		
73			1	1	
74			1		
75					
76			4		
77					
78			1		
79			1		
80			1		
81					
82			2		
83			1		
84			2		
85			3		
86					
87			3		
88			3		
89			4		
90					
91			2		
92			1		
93			44		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		69	143	12	4

適用職員数	228人
-------	------

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		1		
9				
10				
11				
12		2		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21		1		
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36	1			
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				1
49		1		
50				
51				1
52				

給号 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				2
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	2	5	1	7

適用職員数	15人
-------	-----

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		2	1				
9		1	1	1			
10			1				
11			8	3			
12		3	1	1			
13		2					
14							
15			1	3	1		
16		1					
17			2	4			
18		1			1		
19		2	2	8			
20		1			1		
21			1	4			
22		7					
23				2			
24				1	1		
25				5			
26							1
27							1
28				1			4
29				7	1		6
30				1			1
31		1					
32					2		
33				3	4		
34		1					
35				1	1		
36				1			
37					1		1
38					2		
39					1		
40					1		
41				2	3		
42					1		
43					2		
44							
45							
46					1		
47					3		
48						1	
49					1	1	
50						2	
51						1	
52					2		
53				1	1		
54			1			1	
55					2		
56					1		
57					2		
58					1		
59			1		1		
60							

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62					2		
63					1		
64							
65					1		
66					1		
67				1	1		
68					2		
69					1		
70							
71		1					
72					3		
73							
74							
75							
76							
77					2		
78					2		
79							
80					3		
81					1		
82							
83		1		1	1		
84							
85					1		
86							
87					2		
88					1		
89					1		
90					1		
91							
92					2		
93							
94							
95							
96					2		
97					23		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		24	20	51	92	6	14

適用職員数	207人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16			1			
17						
18						
19						
20			1			
21						
22						
23				1		
24			1			
25						
26				1		
27						
28						
29						
30						
31			1			
32				1		
33						
34						
35						
36						
37				1		
38				1		
39						
40				1		
41						
42						1
43						
44						
45				1		
46						
47						
48						
49	1			1		
50						
51						
52						
53						
54				1		
55						
56						

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57	人	人	人	人	人	人
58						
59						
60						
61					1	
62						
63				1		
64						
65						
66						
67						
68				1		
69		2	3			
70				1		
71						
72				1		
73						
74						
75				1		
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83				2		
84						
85	1			1		
86						
87						
88				1		
89				1		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
102						
103				1		
104						
105				4		
人員計	2	2	8	26	1	1

適用職員数	40人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	19								
8		20							
9									
10	18	1							
11	4								
12	2	20							
13		1							
14	7	2							
15	7	1							
16		24							
17									
18	1	4	1						
19	2								
20		21	1						
21		3	2		2				
22		4	8						
23	36	1	2		3				
24		40	22		1				
25		5	8	3	1				
26	27	10	9	3	2				
27	8	3	4	5	5				
28	3	39	26	5					
29	1	9	12	6	4				
30	2	8	13	2	6				1
31	3	6	12	6	4				
32	1	24	16	9	9				7
33		3	19	5	6				1
34		1	21	10	6				3
35	1		11	7	8				1
36		2	25	7	7				
37		1	6	8	5				1
38		6	14	4	6				1
39	2		10	10	5				
40		2	18	12	5				
41		1	17	13	7				1
42	1		11	11	9	2		2	1
43			7	12	7			1	
44			3	10	11	3		10	
45		2	9	8	2	2		1	1
46	1		10	11	4				
47	1	1	13	11	4			3	1
48		1	8	9	6			2	
49		2	12	10	6				1
50	1	1	11	17	4	1		2	
51			6	8	1	3	2	3	
52	1	1	5	9	3	4	1		
53			15	14	3	3	5		
54		1	5	6	5	1		3	
55			8	11	6	2	9	1	
56			7	7	9	4	1		
57			8	7	2	1	3	2	
58			7	12	4	3	4		
59			8	11	5		5		
60			10	7	2	3	1	2	
61			3	8	3		1		
62			2	6	6	3		2	
63			4	8	6	3	1	1	
64			3	7	1	2			
65			2	3	2	2		3	
66			3	3	5				
67				9	3				
68			2	6	2	4			
69			2	2	8	4			
70			1	8	6				
71			3	5	5	1			
72			3	4	4	3			
73			2	3	4	1			
74				4	7	1			
75			1	5		1			
76			1	5	2	2			

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	3	5	2			
78			2	1	4				
79				5	2	2			
80			1	7	2	1			
81				4	3	5			
82				2	8	2			
83				1	4	4			
84			1	6	2				
85			1	3	7	2	1		
86				5	2				
87			1	3	2	9			
88				3	2	1			
89			1	1	1	4			
90			1	3	5	3			
91			1	2	1	3			
92				1	8	1			
93				1	6	33			
94			1	3	1				
95			1	3	1				
96				5	4				
97			1	1	43				
98				3					
99				2					
100				2					
101				3					
102				2					
103				3					
104				1					
105									
106				1					
107				2					
108				4					
109				6					
110				2					
111				1					
112				2					
113				1					
114				2					
115				3					
116				2					
117				8					
118				4					
119				2					
120				6					
121				2					
122				4					
123				5					
124				7					
125				4					
126				6					
127				5					
128				3					
129				16					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	149	271	486	569	362	131	34	39	20

適用職員数	2,061人
-------	--------

7 教育職給料表(-) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、
教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5			13			
6						
7						
8			15			
9			12			
10			1			
11			1			
12			13			
13			3			
14			3			
15			1			
16			14			
17			10			
18			4			
19			2			
20			7			
21		1	3			1
22			4			
23			5			
24			14			1
25			8			
26			4			2
27			6			2
28			24			
29			9			1
30			4			
31			8			8
32			13			3
33			7			5
34			8			2
35			4			
36			21			1
37			7			27
38			5			
39			12			
40			19			
41			2			
42			7			
43			4			
44			11			
45		1	7			
46			5			
47			8			
48			16			
49			12			
50		2	6			
51			8			
52			8			
53			11			
54		1	13			
55			8		2	
56			18		1	
57			8			
58			9		2	
59			10		3	
60			9		1	
61			8			
62			13		1	
63			9	1	7	
64			23		2	
65			9	1		
66			18		2	
67			8		4	
68		2	21		2	
69		1	10		3	
70			11	3	2	
71			12	2	2	
72			22	1	2	
73			12	1	2	
74			22		5	
75			12	2	1	
76			19	4	5	
77		2	11		42	
78			19	1		
79			11	1		
80			16	2		

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
81	1	11			
82	1	27			
83	1	8	2		
84	1	15	1		
85	1	15	6		
86	2	20	4		
87		14	6		
88		19	2		
89		12	1		
90	2	26	10		
91		17	5		
92	1	21	8		
93	1	13	7		
94	1	31	5		
95	1	16	9		
96		21	3		
97		15	4		
98	1	17	5		
99		16	5		
100		30	5		
101	1	18			
102	1	28	6		
103		17			
104	1	35	2		
105	1	19	1		
106		19	3		
107	1	14	2		
108		32	2		
109		16			
110	1	25	1		
111		15			
112		15			
113		25	1		
114		18			
115		15	2		
116		36			
117		17			
118		15			
119		19			
120		16			
121		16			
122		9			
123		18			
124		20			
125		12			
126	1	21			
127		28			
128	2	18			
129		11			
130		19			
131		25			
132		29			
133		16			
134		28			
135		27			
136	1	13			
137		8			
138		8			
139		12			
140		14			
141		25			
142		44			
143		95			
144		32			
145		58			
146		60			
147		66			
148		15			
149		34			
150		21			
151		12			
152		10			
153	1	6			
人員計	35	2,358	127	91	53

適用職員数	2,664人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		5			
8					
9					
10		1			
11		1			
12		1			
13		1			
14		1			
15					1
16					
17		93			
18		2			
19		1			
20		60			16
21		30			34
22		10			28
23		4			31
24		85			12
25		22			27
26		8			20
27		10			13
28		73			5
29		30			16
30		20			22
31		8			14
32		94			10
33		16			14
34		20			9
35		4			10
36		84			11
37		17			70
38		15			
39		12			
40		81			
41		18			
42		20			
43		15			
44		50			
45		8			
46		29			
47		19			
48		46			
49		11			
50		21			
51		19			
52		55			
53		8			
54		11			
55		23			
56		31			
57		14			
58		21			
59		21			
60		39			
61		14			
62		22			
63		21			
64		27			
65		17		1	
66		21		4	
67		17		1	
68		39		1	
69		22	1	2	
70		23		3	
71		29	3	2	
72		27	2	4	
73		16	2	10	
74		31		11	
75		26	1	26	
76		23	3	30	
77		18	2	18	
78		27	2	15	
79		25	3	27	
80		28	4	20	
81		22	2	4	
82		22	6	10	
83		21	4	19	
84		29	2	12	

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
85		23	2	10	
86		31	6	10	
87		23	5	23	
88		20	5	8	
89		24	10	9	
90		21	11	8	
91		18	9	11	
92		24	21	9	
93		23	14	78	
94		31	19		
95		22	7		
96		22	16		
97		19	19		
98		28	14		
99		16	8		
100		24	6		
101		23	6		
102		26	3		
103		11	3		
104		31	7		
105		33	2		
106		27	4		
107		30	2		
108		44			
109		18	5		
110		19	4		
111		19	2		
112		37	1		
113		33	4		
114		27	1		
115		19			
116		34			
117		26			
118		22			
119		16			
120		23			
121		33			
122		28			
123		20			
124		25			
125		31			
126		27			
127		35			
128		33			
129		57			
130		22			
131		25			
132		31			
133		21			
134		28			
135		32			
136		31			
137		19			
138		37			
139		52			
140		25			
141		26			
142		38			
143		39			
144		56			
145		29			
146		45			
147		34			
148		29			
149		18			
150		12			
151		15			
152		30			
153		17			
154		59			
155		139			
156		53			
157		77			
158		89			
159		162			
160		66			
161		136			
162		102			
163		92			
164		36			
165		39			
人員計		4,792	253	386	363

適用職員数	5,794人
-------	--------

9 特定任期付職員給料表 (高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	
2	
3	1
4	1
5	
6	
7	

適用職員数	2人
-------	----

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	73		1		71					1	
研究職	4		1		3						
医療職(二)	8					7		1			
海事職	1				1						
公安職	27		1		7	19					
教育職(一)	131		131								
教育職(二)	197		197								
再任用職員計	441										
60歳	187										
61歳	115										
62歳	68										
63歳	46										
64歳	25										

その2 短時間勤務職員

給料表	計	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人	人
教育職(一)	7		7			
教育職(二)	1		1			
再任用職員計	8					
60歳	5					
61歳	2					
62歳	1					
63歳						
64歳						

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全 職 種			行 政 職		研 究 職		医 療 職 (一)		医 療 職 (二)		海 事 職		公 安 職		教 育 職 (一)		教 育 職 (二)		特 定 任 期 付 職 員	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																					
17																					
18	23	17	6	4	2									13	4						
19	37	26	11	10	5									16	6						
20	52	33	19	10	2									22	15			1	2		
21	49	31	18	14	7									17	8						
22	241	129	112	51	34	3								45	10	2	9	28	59		
23	276	137	139	42	41	1	2				3			53	12	13	15	28	66		
24	326	164	162	59	45	7	4			1	3			45	12	11	12	41	86		
25	330	167	163	61	55	1	4			4	1	1		52	11	3	20	45	72		
26	333	168	165	59	40	5	4	1		2	10	1		43	5	7	14	50	92		
27	303	158	145	46	41	6	2			1	5	2	1	37	7	12	16	54	73		
28	325	189	136	63	52	4	4		1	3	1			47	4	19	19	53	55		
29	311	177	134	55	43	4	2	2		1	4			56	10	15	18	44	57		
30	307	177	130	52	46	4	2	1		3	2			62	8	16	19	39	53		
31	307	193	114	59	35	4	3			1	4		1	61	6	19	19	49	46		
32	246	164	82	46	19	4	2			4	4	1		62	2	14	14	33	41		
33	253	155	98	51	24	6	4	1		1	3			50	2	13	17	33	48		
34	283	171	112	55	22	4	1			3	4	1		67	7	15	20	26	58		
35	279	156	123	53	34	4				2	5	1		49	2	12	27	35	55		
36	279	170	109	47	24	2				1	6			72	6	19	15	29	58		
37	290	176	114	62	27	4	2			1	1	1		64	4	17	33	27	47		
38	282	176	106	57	24	1			1	1	1			69	2	17	23	31	55		
39	348	225	123	69	36	1	1			4	3			72	8	38	30	41	45		
40	362	221	141	69	36	5	2			2	2			71	7	33	35	41	59		
41	332	207	125	81	22	1	2			3	2	1		43	2	42	34	36	63		
42	355	219	136	79	28	3	1			3	1	3		41	3	40	33	50	70		
43	335	200	135	78	28	4	1			1	5	3		50	3	33	36	31	62		
44	402	240	162	86	34	3	1			5	4	3		38	2	46	51	59	70		
45	453	271	182	88	39	5	1			2	6	2		48	4	56	51	69	81	1	
46	475	287	188	109	45	3	1			2	2	2		37	3	69	52	65	85		
47	428	239	189	76	39	4				1	2	1		42	2	52	54	63	92		
48	465	281	184	110	32	9	1			4	4	1		37	1	52	42	68	104		
49	437	253	184	75	44	5			2	2	4	3		35		56	36	77	98		
50	519	344	175	109	34	10	2			5	2			38	1	71	35	111	101		
51	521	322	199	105	30	8				1		2		36	1	75	34	95	134		
52	507	324	183	100	19	6	1			2	1	1		25		82	37	108	125		
53	554	361	193	91	33	8				3	2	1		33		102	37	123	121		
54	580	369	211	111	23	11	1			3	3	3		25	1	93	38	123	145		
55	630	421	209	118	28	11	2			4	1	1		30		96	46	161	132		
56	649	437	212	125	27	4		2		6	3	2		60		88	28	150	154		
57	645	426	219	138	30	2				3	1			43		94	28	146	160		
58	610	403	207	108	23	4		2		8	5			42		75	17	164	162		
59	509	362	147	87	20	4				3	1	1		32		70	13	165	113		
60以上	3	3						2												1	
合 計	15,251	9,349	5,902	2,968	1,272	175	53	11	4	96	111	38	2	1,880	181	1,587	1,077	2,592	3,202	2	

第9表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である 子を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	2,469	1,075	1,214	180
2 人	2,342	943	2,263	104
3 人	1,745	1,239	1,737	57
4 人	592	529	592	26
5 人	66	60	66	11
6 人以上	10	9	10	2
計	7,224	3,855	5,882	380

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,283円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	手当受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	3	3	61	9	123	67	263	134	441	359	1,463	57,848

第11表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の 居住する 借家・間 借		職員1人 当たり 平均 手当
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1人 当たり 平均 手 当 額		
		手当月額 11,000円 未満の 受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者					
全職種	15,251	4,246	21	2,089	2,136	24,889	5	12,000	6,933
行政職	4,240	1,150	6	573	571	24,707	3	11,000	6,709
研究職	228	91	1	53	37	23,477			9,370
医療職(一)	15	3		2	1	24,667			4,933
医療職(二)	207	58		26	32	25,364			7,107
海事職	40	11		4	7	24,473			6,730
公安職	2,061	626		307	319	25,184			7,649
教育職(一)	2,664	745	2	318	425	25,400	2	13,500	7,113
教育職(二)	5,794	1,562	12	806	744	24,728			6,666
特定任期付職員	2								

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全職種	15,251	321	526		31	10,024	227	444	917	2,761
行政職	4,240	264	431		23	1,771	45	251	423	1,032
研究職	228	1	1			182	4	2	20	18
医療職(一)	15	2	1			7			3	2
医療職(二)	207	6	6		1	128		6	32	28
海事職	40					36		1		3
公安職	2,061	33	72		1	798	171	177	8	801
教育職(一)	2,664	11	8		4	2,096	4	3	260	278
教育職(二)	5,794	4	6		2	5,005	3	4	171	599
特定任期付職員	2		1			1				
比率 (全職種)	100.0	2.1	3.4		0.2	65.7	1.5	2.9	6.0	18.1
		5.8				70.1				

(注) 「その他」は、船等である。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当額				職員1人当たり平均手当額
		計	交通機関 利 用	交通用具 使 用	交通機関 交通用具 併 用	計	交通機関 利 用	交通用具 使 用	交通機関 交通用具 併 用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全 職 種	15,251	12,490	878	10,695	917	13,889	12,718	9,636	64,617	11,375
行 政 職	4,240	3,208	718	2,067	423	18,589	12,855	11,574	62,600	14,065
研 究 職	228	210	2	188	20	17,460	16,685	11,828	70,479	16,082
医 療 職 (一)	15	13	3	7	3	22,898	11,783	10,843	62,139	19,845
医 療 職 (二)	207	179	13	134	32	21,706	19,961	12,603	60,531	18,770
海 事 職	40	37		37		8,140		8,140		7,530
公 安 職	2,061	1,260	106	1,146	8	5,200	8,621	4,820	14,372	3,179
教 育 職 (一)	2,664	2,386	23	2,103	260	18,097	22,728	11,555	70,599	16,208
教 育 職 (二)	5,794	5,195	12	5,012	171	10,769	13,770	8,980	62,987	9,656
特定任期付職員	2	2	1	1		7,974	6,647	9,300		7,974

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	9	163	152	213	97	81	53	8	27	7	4	4	3	2		1
行 政 職	5	116	132	184	78	67	49	8	17	6	3	4	2	2		
研 究 職							1		1							
医 療 職 (一)		1				1	1									
医 療 職 (二)		2	1		3	2			3							
海 事 職																
公 安 職	2	38	16	25	13	6	2		1	1						1
教 育 職 (一)	1	3		3	2	3			4		1		1			
教 育 職 (二)	1	3	2	1	1	2			1							
特定任期付職員			1													

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1		3	1		2		1	1		4	7			2	32	878
	1		2	1		1		1	1		4	6			2	26	718
																	2
																	3
																2	13
						1											106
			1									1				3	23
																1	12
																	1

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	種 類	距離 (km)							
		2 以上	4 ～	7 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～
全職種	自動車等	人 1,785	人 2,093	人 1,367	人 1,598	人 1,075	人 602	人 509	人 454
	自転車等	282	128	24	10				
	高速道路等								
	計	2,067	2,221	1,391	1,608	1,075	602	509	454
行政職	自動車等	238	300	225	246	192	90	110	129
	自転車等	153	77	13	8				
	高速道路等								
	計	391	377	238	254	192	90	110	129
研究職	自動車等	25	28	31	21	23	10	9	16
	自転車等	2							
	高速道路等								
	計	27	28	31	21	23	10	9	16
医療職(一)	自動車等	2	1	1		1			1
	自転車等								
	高速道路等								
	計	2	1	1		1			1
医療職(二)	自動車等	14	27	10	7	16	17	4	15
	自転車等	2	3	1					
	高速道路等								
	計	16	30	11	7	16	17	4	15
海事職	自動車等	5	7	4	9			3	2
	自転車等	1							
	高速道路等								
	計	6	7	4	9			3	2
公安職	自動車等	327	192	145	193	65	23	17	3
	自転車等	121	44	10	2				
	高速道路等								
	計	448	236	155	195	65	23	17	3
教育職(一)	自動車等	306	370	225	301	270	145	129	130
	自転車等	1	2						
	高速道路等								
	計	307	372	225	301	270	145	129	130
教育職(二)	自動車等	868	1,168	726	820	508	317	237	158
	自転車等	2	2						
	高速道路等								
	計	870	1,170	726	820	508	317	237	158
特定任期付職員	自動車等				1				
	自転車等								
	高速道路等								
	計				1				

(注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。

2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。

3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	60 ~	65 ~	70 ~	75 ~	80 ~	85 ~	計
人 307	人 162	人 117	人 78	人 33	人 36	人 11	人	人 6	人 1	人 17	人 10,251
6	35	86	161	132	62	64	74	46	27	79	444
313	197	203	239	165	98	75	74	52	28	96	772
97	59	55	26	18	23	3		2		3	1,816
1	5	21	71	61	27	23	36	20	14	41	251
98	64	76	97	79	50	26	36	22	14	44	320
8	7	4	3	1							2,387
	2		2	4	2	4	1	1	1	2	186
8	9	4	5	5	2	4	1	1	1	2	2
1											19
				1						1	207
1				1						1	7
13		1	3	1							2
	1	1	5	5	4	3	4		1	2	9
13	1	2	8	6	4	3	4		1	2	128
1	2	2								1	6
1	2	2								1	26
2	1	1									160
2	1	1									36
86	53	31	30	9	6	5		1		3	1
4	12	36	51	39	16	24	18	16	10	24	3
90	65	67	81	48	22	29	18	17	10	27	3
99	40	23	16	4	7	3		3	1	10	2,100
1	15	28	32	22	13	10	15	9	1	9	3
100	55	51	48	26	20	13	15	12	2	19	250
											2,353
											4
											155
											5,008
											4
											155
											5,167
											1
											1

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	96	132	100	78	1	2	4	11	4	428
行 政 職	8	22	17	24	1	2	2	8	1	85
研 究 職	1	1	2	2					1	7
医 療 職 (一)										
医 療 職 (二)				2						2
海 事 職							1			1
公 安 職	78	85	54	25				2		244
教 育 職 (一)	3	8	11	14						36
教 育 職 (二)	6	16	16	11				1	2	52
特定任期付職員							1			1

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日 数	平 均 使用 率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	37.5	193	290	697	1,113	1,396	1,693	1,788	1,788	1,660	1,349	1,346	711	363	227	110	54	27	19	8	8	8	5	14,853	12.3	33.0
行 政 職	37.4	67	42	143	265	383	466	480	489	520	418	439	239	98	60	27	9	9	6	2	5	1	2	4,170	12.7	34.5
研 究 職	37.5	5	1	7	13	16	31	20	38	26	18	26	10	2	5					2	1			221	12.7	34.5
医 療 職(一)	36.4	4			1	2	1	1			2		1											12	7.6	21.7
医 療 職(二)	37.0	7	2	6	10	22	27	18	28	25	24	13	14	3	4	1	1	1			1			207	12.6	34.5
海 事 職	35.5	4							1	3	5	14			2									29	15.6	44.5
公 安 職	38.4	18	58	137	234	268	305	269	211	155	115	96	53	24	16	10	3	8	2	1	1	1		1,985	10.3	27.2
教 育 職(一)	37.6	49	54	131	209	206	250	292	272	283	251	307	162	101	55	32	19	6	5	1		3	2	2,690	13.0	34.7
教 育 職(二)	37.4	39	133	273	380	499	613	708	749	648	516	451	231	135	85	40	22	3	6	2		3	1	5,537	12.3	33.0
特 定 任 期 付 職 員	17.7				1								1											2	13.0	73.0

(注) 平成31年4月1日現在に在職する職員(平成30年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の平成30年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、例年のとおり人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 434事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から148事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係329人（行政職に相当する調査実人員311人）、初任給関係以外の調査職種5,040人（行政職に相当する調査実人員4,317人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,733人であり、行政職に相当するものは14,143人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	139 事業所	46 事業所	62 事業所	31 事業所
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	16	3	8	5
製 造 業	58	18	27	13
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業	21	9	9	3
卸 売 ・ 小 売 業	7	4	3	-
金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	3	2	1	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	34	10	14	10

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し調査不能の事業所が9あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	187,760	195,469	180,097	177,790
	短 大 卒	165,373	172,371	158,769	163,572
	高 校 卒	154,767	155,662	154,513	149,849
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,788	207,221	194,107	185,555
	短 大 卒	173,274	179,320	167,383	170,240
	高 校 卒	162,584	170,525	159,546	157,993
計	大 学 卒	191,316	198,854	185,868	181,025
	短 大 卒	168,290	174,905	161,389	167,276
	高 校 卒	157,134	158,427	156,484	153,921

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は187,200円、中級試験で採用された職員の初任給は167,200円、初級試験で採用された職員の初任給は153,000円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	52.2	591,740	260	591,480	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	7	51.5	590,936	340	590,596	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	3	55.7	587,156	140	587,016	
	工 場 長	6	51.0	750,256		750,256	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	5	49.5	737,400		737,400	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒						
	事 務 部 長	127	53.3	551,002	2,026	548,976	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	93	53.9	580,016	2,503	577,513	
	短 大 卒	7	49.1	477,244		477,244	
	高 校 卒	27	52.5	468,014	881	467,133	
	技 術 部 長	68	51.4	643,212	668	642,544	同 上
	大 学 卒	47	50.5	701,226	993	700,233	
	短 大 卒	6	52.4	538,235		538,235	
	高 校 卒	15	53.9	518,601		518,601	
	事 務 部 次 長	61	51.9	550,632	30	550,602	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	51	51.9	561,553	36	561,517	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	8	52.9	500,667		500,667	
技 術 部 次 長	11	51.6	482,223		482,223	同 上	
大 学 卒	6	51.2	496,690		496,690		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	4	54.0	487,707		487,707		
事 務 課 長	226	49.0	498,520	5,231	493,289	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	119	47.6	519,881	5,500	514,381		
短 大 卒	11	48.4	501,576	3,895	497,681		
高 校 卒	96	50.8	470,456	5,029	465,427		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	185	48.8	560,237	8,590	551,647	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	91	48.3	583,590	10,010	573,580	
	短 大 卒	22	49.5	621,094	4,123	616,971	
	高 校 卒	72	49.2	510,226	8,176	502,050	
	事 務 課 長 代 理	127	47.0	448,556	40,348	408,208	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	79	45.0	454,636	46,183	408,453	
	短 大 卒	14	47.9	443,337	41,339	401,998	
	高 校 卒	34	51.6	435,475	25,122	410,353	
	技 術 課 長 代 理	78	44.4	519,448	83,208	436,240	同 上
	大 学 卒	41	42.8	522,729	92,672	430,057	
	短 大 卒	18	44.6	556,906	98,432	458,474	
	高 校 卒	19	48.0	474,679	46,138	428,541	
	事 務 係 長	371	44.7	404,199	43,561	360,638	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	180	42.0	429,703	51,028	378,675	
	短 大 卒	41	44.7	360,975	35,693	325,282	
	高 校 卒	148	48.2	384,810	36,581	348,229	
	技 術 係 長	235	44.5	494,105	63,180	430,925	同 上
	大 学 卒	106	42.5	516,932	58,701	458,231	
	短 大 卒	34	45.8	477,037	62,700	414,337	
	高 校 卒	94	47.4	462,256	71,200	391,056	
事 務 主 任	246	41.6	331,741	30,572	301,169	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任中間職 (係長－係員間)	
大 学 卒	127	39.5	331,010	25,960	305,050		
短 大 卒	29	41.6	310,244	31,197	279,047		
高 校 卒	90	44.6	339,816	37,222	302,594		
技 術 主 任	193	45.4	497,485	90,420	407,065	同 上	
大 学 卒	70	40.4	387,015	72,029	314,986		
短 大 卒	9	39.9	313,870	42,852	271,018		
高 校 卒	114	48.2	564,589	102,792	461,797		
事 務 係 員	1,326	36.6	280,960	30,641	250,319		
大 学 卒	577	34.5	305,738	35,265	270,473		
短 大 卒	159	36.1	256,348	25,265	231,083		
高 校 卒	584	39.0	263,043	27,707	235,336		
中 学 卒	6	36.3	227,735	12,563	215,172		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	技 術 係 員	1,046	39.2	351,744	64,405	287,339	
	大 学 卒	374	34.4	345,611	65,213	280,398	
	短 大 卒	153	34.5	326,578	59,652	266,926	
	高 校 卒	516	42.4	359,801	65,384	294,417	
	中 学 卒	3	51.1	322,389		322,389	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	支 店 長	9	52.3	608,985	307	608,678	行政職 9級
	大 学 卒	6	52.5	615,840	384	615,456	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	2	54.4	586,034	195	585,839	
	中 学 卒						
	工 場 長	5	51.5	788,985		788,985	同 上
	大 学 卒	4	49.8	783,204		783,204	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒						
	中 学 卒						
事務関係職種	事 務 部 長	50	53.8	612,172	4,321	607,851	同 上
	大 学 卒	45	54.0	619,633	4,783	614,850	
	短 大 卒	3	50.1	531,237		531,237	
	高 校 卒	2	54.0	559,549		559,549	
	中 学 卒						
技術関係職種	技 術 部 長	41	51.4	766,497	917	765,580	同 上
	大 学 卒	36	51.0	771,765	1,057	770,708	
	短 大 卒	2	54.6	704,338		704,338	
	高 校 卒	3	54.2	747,576		747,576	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	22	54.7	607,365	40	607,325	行政職 9級
	大学卒	17	54.6	628,491	52	628,439	
	短大卒						
	高校卒	5	54.9	536,500		536,500	
	中学卒						
	技術部次長	5	49.1	603,421		603,421	同 上
	大学卒	3	46.3	609,996		609,996	
	短大卒						
	高校卒	2	53.4	593,403		593,403	
	中学卒						
	事務課長	139	49.4	534,317	4,310	530,007	行政職 7級、8級
	大学卒	72	48.4	554,648	3,310	551,338	
	短大卒	5	46.9	481,576		481,576	
	高校卒	62	50.8	513,002	5,885	507,117	
	中学卒						
	技術課長	115	48.9	628,038	4,883	623,155	同 上
	大学卒	66	48.3	626,986	4,147	622,839	
	短大卒	19	49.0	643,495	4,688	638,807	
	高校卒	30	50.3	620,725	6,584	614,141	
	中学卒						
事務課長代理	96	45.9	465,552	47,592	417,960	行政職 5級、6級	
大学卒	63	44.3	466,307	52,336	413,971		
短大卒	12	47.7	442,364	42,490	399,874		
高校卒	21	49.7	477,460	35,156	442,304		
中学卒							
技術課長代理	63	43.3	537,053	92,674	444,379	同 上	
大学卒	32	41.1	545,283	107,981	437,302		
短大卒	16	43.8	561,111	107,563	453,548		
高校卒	15	47.9	491,740	41,532	450,208		
中学卒							
事務係長	179	44.7	463,045	57,247	405,798	行政職 3級、4級	
大学卒	91	41.6	485,354	67,110	418,244		
短大卒	18	45.3	411,893	47,892	364,001		
高校卒	69	48.9	447,223	46,189	401,034		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係長	98	44.6	574,129	69,101	505,028	同 上	
大学卒	61	42.3	561,507	62,892	498,615		
短大卒	10	46.8	607,593	74,176	533,417		
高校卒	27	51.6	599,907	88,302	511,605		
中学卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	99	42.9	347,309	31,046	316,263	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	49	40.4	323,393	22,082	301,311	
	短 大 卒	11	42.9	287,149	8,841	278,308	
	高 校 卒	39	46.3	396,185	49,271	346,914	
	技 術 主 任	109	46.4	576,790	105,353	471,437	同 上
	大 学 卒	20	35.8	425,396	80,024	345,372	
	短 大 卒	2	38.8	457,486	107,359	350,127	
	高 校 卒	87	48.6	607,735	110,055	497,680	
	事 務 係 員	607	37.0	304,219	35,779	268,440	行政職 1級
	大 学 卒	282	35.2	330,604	40,415	290,189	
	短 大 卒	83	35.1	268,858	27,452	241,406	
	高 校 卒	236	39.8	287,045	33,859	253,186	
	中 学 卒	6	36.3	227,735	12,563	215,172	
	技 術 係 員	579	40.1	370,055	69,989	300,066	同 上
	大 学 卒	201	34.4	362,317	70,071	292,246	
	短 大 卒	75	34.7	349,503	68,802	280,701	
	高 校 卒	301	43.3	377,008	70,723	306,285	
	中 学 卒	2	53.9	335,633		335,633	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	51.5	494,780		494,780	行政職 7級、8級
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	工 場 長	x	x	x	x	x	同 上
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
短 大 卒							
高 校 卒							
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	59	52.8	509,912	376	509,536	行政職 7級、8級
	大学卒	40	53.1	525,671	171	525,500	
	短大卒	4	48.3	438,260		438,260	
	高校卒	15	53.1	487,264	1,031	486,233	
	技術部長	20	52.0	467,913	386	467,527	同 上
	大学卒	9	49.5	473,882	949	472,933	
	短大卒	2	52.0	463,750		463,750	
	高校卒	9	54.1	463,832		463,832	
	事務部次長	37	50.1	517,487	25	517,462	同 上
	大学卒	32	50.4	527,784	29	527,755	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	49.1	430,382		430,382	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	4	54.7	395,692		395,692	同 上
	大学卒	3	55.6	394,008		394,008	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	64	47.3	433,410	8,007	425,403	行政職 5級、6級
	大学卒	38	45.7	453,908	9,932	443,976	
	短大卒	4	48.6	474,624	9,128	465,496	
	高校卒	22	49.9	391,008	4,497	386,511	
	技術課長	46	46.8	427,742	20,700	407,042	同 上
	大学卒	19	46.6	454,840	36,069	418,771	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	26	47.1	408,992	10,247	398,745	
事務課長代理	14	51.7	377,252	13,166	364,086	行政職 4級	
大学卒	7	47.8	377,696	25,317	352,379		
短大卒	7	55.8	376,772		376,772		
技術課長代理	6	48.3	360,104	40,400	319,704	同 上	
大学卒	5	47.5	357,651	46,674	310,977		
短大卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	127	44.7	334,270	32,650	301,620	行政職 3級
	大 学 卒	59	41.8	346,441	39,876	306,565	
	短 大 卒	19	44.0	323,725	28,288	295,437	
	高 校 卒	48	48.5	323,046	25,771	297,275	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 係 長	98	43.7	356,757	51,055	305,702	同 上
	大 学 卒	36	42.7	363,847	47,985	315,862	
	短 大 卒	14	45.6	342,665	41,245	301,420	
	高 校 卒	47	44.0	355,242	55,748	299,494	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	100	40.3	321,003	31,694	289,309	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	53	38.9	326,723	26,536	300,187	
	短 大 卒	13	40.8	321,557	54,481	267,076	
	高 校 卒	34	42.3	311,413	31,281	280,132	
	中 学 卒						
	技 術 主 任	66	43.4	362,736	68,301	294,435	同 上
	大 学 卒	42	42.7	360,587	64,992	295,595	
	短 大 卒	5	39.4	259,275	26,147	233,128	
	高 校 卒	19	46.4	399,776	88,835	310,941	
	事 務 係 員	505	35.6	248,076	24,297	223,779	行政職 1級
	大 学 卒	213	33.1	266,474	28,844	237,630	
	短 大 卒	55	37.4	236,839	22,619	214,220	
	高 校 卒	237	37.5	233,903	20,545	213,358	
	中 学 卒						
技 術 係 員	338	36.2	287,659	47,764	239,895	同 上	
大 学 卒	141	34.3	303,937	56,474	247,463		
短 大 卒	54	34.2	279,021	42,531	236,490		
高 校 卒	143	38.7	275,075	41,254	233,821		
中 学 卒							

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						行政職 6級、7級
工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						同 上
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	18	53.9	512,551	957	511,594	同 上
	8	57.3	629,313	1,125	628,188	
	10	51.3	419,140	823	418,317	
技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	7	49.9	421,027		421,027	同 上
	2	45.0	374,875		374,875	
	2	50.5	466,319		466,319	
	3	52.7	421,600		421,600	
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	2	51.0	476,420		476,420	同 上
	2	51.0	476,420		476,420	
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	2	50.5	368,450		368,450	同 上
	x	x	x	x	x	
	x	x	x	x	x	
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	23	51.1	457,561	3,079	454,482	行政職 5級
	9	49.3	505,153	5,201	499,952	
	2	51.5	604,000	3,000	601,000	
	12	52.4	397,461	1,500	395,961	
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	24	51.8	437,795	6,153	431,642	同 上
	6	54.2	441,407	2,350	439,057	
	2	57.0	485,400		485,400	
	16	50.3	430,489	8,349	422,140	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	17	50.1	403,423	18,347	385,076	行政職 4級
	大学卒	9	47.9	427,141	15,026	412,115	
	短大卒	2	49.0	449,890	33,590	416,300	
	高校卒 中学卒	6	53.7	352,358	18,248	334,110	
	技術課長代理	9	50.0	506,442	42,214	464,228	同 上
	大学卒	4	51.8	569,892	22,630	547,262	
	短大卒	2	51.5	518,859	15,819	503,040	
	高校卒 中学卒	3	46.7	413,563	85,923	327,640	
	事務係長	65	44.8	373,802	25,669	348,133	行政職 3級
	大学卒	30	43.5	418,301	20,888	397,413	
	短大卒	4	45.5	303,549	14,678	288,871	
	高校卒 中学卒	31	46.0	339,803	31,714	308,089	
	技術係長	39	45.5	403,615	61,395	342,220	同 上
	大学卒	9	43.9	400,304	33,071	367,233	
	短大卒	10	43.6	354,413	65,239	289,174	
	高校卒 中学卒	20	47.1	429,705	72,219	357,486	
	事務主任	47	41.9	323,896	26,956	296,940	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	25	39.4	356,701	32,492	324,209	
	短大卒	5	41.0	326,920	12,592	314,328	
	高校卒 中学卒	17	45.7	274,763	23,038	251,725	
	技術主任	18	44.5	347,667	50,190	297,477	同 上
	大学卒	8	41.6	416,221	86,146	330,075	
	短大卒	2	43.0	284,550	6,850	277,700	
	高校卒 中学卒	8	47.8	294,891	25,069	269,822	
事務係員	214	37.1	247,048	20,798	226,250	行政職 1級	
大学卒	82	33.6	262,836	21,518	241,318		
短大卒	21	38.1	232,650	19,009	213,641		
高校卒 中学卒	111	39.5	238,108	20,604	217,504		
技術係員	129	34.6	261,072	28,030	233,042	同 上	
大学卒	32	34.6	265,020	24,675	240,345		
短大卒	24	34.1	262,596	29,448	233,148		
高校卒	72	34.9	259,884	29,419	230,465		
中学卒	x	x	x	x	x		

その2 その他の職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種						
電話交換手						見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用 自動車運転手						業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
守衛						
用務員	x	x	x	x	x	
研究関係職種						
研究所長						構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。）
研究部(課)長	2	45.0	565,885		565,885	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
研究室(係)長	5	44.4	522,547	41,089	481,458	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	19	39.6	462,093	29,399	432,694	下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。）
研究員	11	30.7	317,220	21,543	295,677	
研究補助員						
医療関係職種						
病院長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上
副院長						上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者
医科長	2	45.0	1,345,556	110,000	1,235,556	部下に医師又は歯科医師1人以上
医師	8	36.3	966,742	66,667	900,075	
歯科医師						

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	4	44.5	495,586	34,761	460,825	部下に薬剤師2人以上	
	薬 剤 師	15	41.3	366,092	18,461	347,631		
	診療放射線技師	29	38.5	322,952	26,861	296,091		
	臨床検査技師	38	40.9	276,440	19,944	256,496		
	栄 養 士	26	36.4	240,706	9,591	231,115		
	理学療法士	60	32.3	279,315	3,536	275,779		
	作業療法士	39	30.7	268,718	3,045	265,673		
	総看護師長	3	54.0	447,233		447,233	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	60	48.3	380,348	15,545	364,803	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	181	39.3	317,248	28,166	289,082		
准看護師	83	44.5	253,326	17,218	236,108			
教 育 関 係 職 種	大 学	学 部 長	10	60.4	828,305		828,305	
		教 授	44	53.4	614,886		614,886	
		准 教 授	31	46.5	552,656		552,656	
		講 師	24	42.3	411,258		411,258	
		助 教	x	x	x	x	x	
	助 手							
	高 等 学 校	校 長						
教 頭		x	x	x	x	x		
	教 諭	25	49.0	412,274	15,603	396,671		

その3 再雇用者

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長						その1の1企業規模計の備考 欄参照
	事務・技術部長	12	63.0	464,844	4,034	460,810	
	事務・技術部次長	2	64.3	311,860		311,860	
	事務・技術課長	10	62.3	345,246	5,364	339,882	
	事務・技術課長代理						
	事務・技術係長	23	62.0	255,445	6,265	249,180	
	事務・技術主任	43	62.2	290,593	36,005	254,588	
事務・技術係員	99	62.1	241,155	8,995	232,160		

第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	21.5	(47.3)	(52.7)	(-)	78.5
	500人以上	29.3	(45.4)	(54.6)	(-)	70.7
	100人以上 500人未満	24.2	(55.1)	(44.9)	(-)	75.8
	100人未満	6.5	(0.0)	(100.0)	(-)	93.5
高 校 卒	規 模 計	23.4	(46.5)	(53.5)	(-)	76.6
	500人以上	26.0	(51.0)	(49.0)	(-)	74.0
	100人以上 500人未満	27.0	(37.0)	(63.0)	(-)	73.0
	100人未満	12.9	(75.0)	(25.0)	(-)	87.1

(注) 1 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 それぞれ四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第22表 民間における定期昇給制度の内容

役職段階	企業規模	項目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
			%	%	%
係 員	規 模 計		48.4	70.8	45.3
	500人以上		43.4	77.7	51.4
	100人以上 500人未満		50.0	66.3	47.8
	100人未満		51.6	71.0	32.3
課 長 級	規 模 計		41.4	59.1	40.0
	500人以上		26.7	60.6	36.8
	100人以上 500人未満		44.1	53.3	44.7
	100人未満		55.2	69.0	34.5

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である。(複数回答)

第23表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		85.5%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(93.6%)
子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(100.0%)
家 族 手 当 制 度 が な い		14.5%
扶養家族の 構成別支給 月 額	配 偶 者	10,379円
	配偶者と子1人	14,909円
	配偶者と子2人	19,107円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	51.2%
支 給 し な い	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当	26,000円以上
月額の最高支給額の中位階層	27,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		%	%	%	%	%	%
		67.5	32.5	63.6	36.4	63.6	36.4
	500人以上	69.2	30.8	61.4	38.6	60.0	40.0
	100人以上 500人未満	70.8	29.2	67.2	32.8	66.4	33.6
	100人未満	59.3	40.7	58.9	41.1	62.3	37.7

3 生計費及び労働経済関係

平成31年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して平成31年4月の全国1人世帯の費目別標準生計費を算定し、これに全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第26表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	21,030 円	33,140 円	41,040 円	48,930 円	56,820 円
住居関係費	40,590	32,570	35,070	37,580	40,080
被服・履物費	1,790	5,040	5,600	6,160	6,720
雑費Ⅰ	21,090	18,710	31,790	44,870	57,950
雑費Ⅱ	10,990	25,790	31,320	36,860	42,400
計	95,490	115,250	144,820	174,400	203,970

第27表 労働経済指標

項目			年 月	平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成31年 1 月	2 月	3 月	4 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月調査)	大分県	①きまって支給する給与	金額(千円)	256.8	253.5	255.7	252.7	252.9	253.0	255.3	253.9	255.2	251.7	253.8	252.7	254.7		
			前年同月比(%)	△1.6	△2.1	△1.9	△2.6	△2.5	△3.1	△2.4	△3.3	△3.1	△3.1	0.2	0.9	△0.9	△0.8	
		(調査産業計)	うち所定内給与	金額(千円)	234.6	232.9	234.2	231.4	231.3	232.5	233.2	233.2	232.5	233.7	230.2	231.9	231.5	234.4
				前年同月比(%)	△0.3	△0.4	△0.5	△1.9	△1.4	△1.1	△0.8	△1.4	△1.4	△1.0	0.7	1.5	0.2	△0.1
			うち一般労働者	前年同月比(%)	2.8	3.3	3.8	2.4	2.1	2.8	3.2	2.2	2.6	1.4	2.0	0.4	0.8	
		②総実労働時間数	時間数(時間)	156.6	152.4	156.9	155.7	151.3	149.8	157.5	157.5	157.6	152.8	141.0	146.4	150.6	154.4	
	(調査産業計)	うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.2	12.1	12.3	12.3	11.6	12.4	12.6	12.5	12.8	11.0	11.4	11.4	11.4		
	全国 …再集計値	③きまって支給する給与	金額(千円)	298.5	294.5	296.8	296.4	295.5	295.5	298.3	298.7	298.7	297.6	291.9	292.8	295.3	299.5	
			前年同月比(%)	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1	0.5	1.1	1.4	1.4	0.9	0.0	0.3	△0.1	0.3	
		(調査産業計)	うち所定内給与	金額(千円)	272.4	269.9	271.8	271.4	270.8	271.2	272.6	272.6	272.2	271.5	267.1	267.6	269.7	273.4
前年同月比(%)				0.3	0.8	0.6	0.6	1.1	0.6	1.1	1.3	1.3	1.0	△0.1	0.2	△0.2	0.3	
		うち一般労働者	前年同月比(%)	0.4	0.8	0.5	0.6	0.7	0.5	1.0	1.1	0.8	0.4	0.6	0.3	0.8		
④総実労働時間数		時間数(時間)	150.8	146.5	152.5	150.8	145.9	143.3	150.2	153.6	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7		
(調査産業計)	うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.0	12.4	12.4	12.4	11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1			
生計費 (総家計調査)	⑤消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	大分市	金額(千円)	391.6	346.6	287.8	339.1	334.5	284.5	293.9	268.2	327.8	270.2	293.9	251.2	272.0		
			前年同月比(%)	29.0	13.8	△14.4	19.1	22.0	△8.2	△27.6	△0.2	△15.4	△19.3	△3.9	△35.4	△30.5		
		全国	金額(千円)	335.0	312.4	292.0	310.0	319.9	302.7	315.4	303.5	351.0	325.8	302.8	348.9	337.2		
			前年同月比(%)	1.5	△0.9	△1.6	0.4	6.1	2.5	0.5	0.8	△0.3	2.6	4.7	4.2	0.7		
物価	⑥消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.8	0.8	1.0	1.3	1.7	1.6	1.6	1.0	0.8	0.8	0.3	0.5	0.6		
		全国	前年同月比(%)	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9		
雇 用	⑦常用雇用指数(厚生労働省):再集計値		前年同月比(%)	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1		
	⑧完全失業率(総務省)		(%)	2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4		
	⑨有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63		

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、平成27年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。